

南木曾町における水資源に係る具体的な調査の計画に対する助言（案）

1 調査地点について

妻籠水道水源保全地区内における地下水の調査については、あらかじめ帯水層の分布を把握するとともに、既存の井戸の分布も把握し、位置及び深さによって帯水層が複数見込まれる場合にあっては、その帯水層ごとに地下水の調査地点を設けること。

2 調査頻度について

調査で準拠している「地下水調査および観測指針（案）」（平成5年建設省河川局）において、地下水位の長期観測は自記水位計による連続測定を原則としていることに十分留意して、少なくとも水道水源やボーリング孔を利用した観測井など重要な調査地点については、工事着手前から連続測定を行うことを検討すること。

3 調査項目について

トンネルの掘削工事に伴い湧水が発生した場合の参考とするため、主要な地下水や表流水について、主要溶存成分の調査を少なくとも工事着手前に1回は行うことを検討すること。また、妻籠水道水源保全地区内においては、鉄、マンガン、硝酸イオン及びアンモニウムイオンを加えることを検討すること。

4 調査結果の公表について

- (1) 調査結果の公表については、地元市町村と十分に協議の上、地域住民が調査結果を容易に把握できる方法により、適切な頻度で行うこと。
- (2) トンネルの掘削工事に伴い発生した湧水の各非常口からの排水量は、地下水・水資源への影響を把握する上で重要なので、併せて公表することを検討すること。
- (3) 事後調査又はモニタリングの地点以外に自主的に調査を行う地点がある場合は、その調査結果についても公表することを検討すること。

5 その他

- (1) 地質縦断図のみでなく、計画路線と並行する蘭川とトンネルの位置関係などが分かる断面図を添付すること。
- (2) ボーリング柱状図に帯水層の位置を追記すること。また、深度等の記載が不鮮明なので修正すること。
- (3) 工事排水を放流する箇所の下流地点において、水質のモニタリングの項目として実施する浮遊物質量（SS）や自然由来の重金属等の調査については、水資源の事後調査とも密接に関連するため、南木曾町内において水質のモニタリング項目及び調査地点がある場合は、参考として記載すること。
- (4) トンネル掘削工事の計画において、岐阜県側から県内への掘削など評価書から変更がある場合は、参考として記載すること。また、県内のトンネル掘削工事で発生した湧水が岐阜県側に排水されるおそれがあるが、そうした場合の対応についても記載すること。